（日本郵便株式会社法施行規則の一部改正）

第二条　日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（銀行窓口業務） **第一条**　［略］ ２　法第二条第二項第五号に規定する総務省令で定める事項は、銀行窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項とする。 （保険窓口業務） **第二条**　［略］ ２　法第二条第三項第五号に規定する総務省令で定める事項は、保険窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項とする。 （業務の届出） **第三条**　日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第四条第四項の規定により同条第一項第八号ロに掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 一　委託元 二　活用する経営資源 三　［略］ 四　［略］ 五　［略］ ２　会社は、法第四条第四項の規定により同条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 一　業務の内容 二　業務の開始の時期 三　業務を営む理由 ３　［略］ ４　法第四条第六項の規定による通知は、地域貢献業務（法第四条第五項に規定する「地域貢献業務」をいう。以下この条において同じ。）を開始する一月前までに、次の各号に掲げる者への通知の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載して行わなければならない。 一　総務大臣への通知　次に掲げる事項 イ　地域貢献業務の内容及び実施の方法 ロ　地域貢献業務の開始の時期 ハ　法第四条第五項第一号に該当することの説明 ニ　実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明	（銀行窓口業務） **第一条**　［同上］ ２　法第二条第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　銀行窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項 二　銀行窓口業務契約に係る手数料に関する事項 （保険窓口業務） **第二条**　［同上］ ２　法第二条第三項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　保険窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項 二　保険窓口業務契約に係る手数料に関する事項 （業務の届出） **第三条**　日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第四条第四項の規定により同条第二項第三号に掲げる業務又はこれに附帯する業務を営むことの届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 ［新設］ 一　［同上］ 二　［同上］ 三　［同上］ ［新設］ ２　［同上］ ［新設］